共に学び成長する子ども条例　条例フロー

【目的】第１条

障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもが安心して、共に学び、共に成長することができる鳥栖市の実現に寄与する

【背景】前文

障害は社会が作り出している「社会モデル」
一般的な教育制度から排除されない
合理的配慮の提供
医療的ケアが必要な障害児への支援
家族の過度な負担を軽減する視点

【定義】第２条

（１）子ども（２）障害のある子ども
（３）差別（４）合理的配慮

【基本理念】第３条

自己選択と自己決定の権利
インクルーシブ（包括的な）保育・教育

【市の役割】第４条

（１）障害に対する市民の理解を深めること
（２）本人・保護者の意向を尊重するために必要な支援
　　保健・福祉・教育・医療機関の連携
（３）基礎的環境整備

【政策手段1】努力義務
第５条　市民の役割

（１）障害に関する理解促進
（２）差別の解消に向けた市の取組に協力する

【政策手段2】義務規定
第６条１項　施策の推進

（１）障害への理解促進・広報・意識啓発
（２）就学時、進級時の移行支援、
（３）民間と連携した差別解消

【政策手段3】努力義務
第６条２項　施策の推進

（１）福祉と教育の連携等による相談支援体制の充実
（２）職員確保・教材提供・施設整備
（３）障害児保育や特別支援教育の専門知識の向上
（４）家族への支援
（５）医療的ケアと人員配置

【政策手段4】
第７条　配慮及び支援

（１）障害のある子どもと保護者からの意思の表明
（２）それぞれの立場でできる配慮及び支援

【実効性確保手段】

第８条　財政措置
第９条　議会への報告